

「石巻市部活動指導におけるガイドライン」に則った活動方針

【適切な休養日及び活動時間】

① 学期中の休養日の設定

- ・平日の活動時間は4月～10月は17時30分までの1時間半程度、11月～3月上旬（卒業式まで）は16時50分までの1時間程度とする。活動時間を延長する場合は、保護者の承諾を得た上で、校長の許可を得る。

- ・週のうち、1日は休養日とする。

《本校の休養日》…「水曜日」（部活動以外の活動日）

※行事等で活動ができない日があれば、その日を休養日の1日に充てる。

- ・朝練習は、原則禁止。
- ・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかは休養日とする。
- ・「ハイシーズン」については週末（休日を含む。）の活動を可とする。「ハイシーズン」以外で、週末（休日を含む。）とも活動する場合は保護者の承諾を得た上で、校長の許可を得る。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・生徒が登校してからの活動時間（9時から12時）のうち、部活動時間は2時間程度とし、残りを生徒会活動や学習時間に充てる。
- ・週末両日（休日を含む。）は活動を行わない。
- ・生徒が十分な休養ができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

《本校における休養期間（オフシーズン）》

夏季休業中…お盆の閉庁日 冬季休業中…年末年始の閉庁日

年度末年度初休業中…離任式後翌週の1週間（職員の事務引継ぎ期間）

③ 「ハイシーズン」の設定

- ・地区中総体3週間前から2週間設定する。部活動の時間を2時間程度確保する。新入大会前は教員間で相談し、「ハイシーズン」を設定する。
- ・「ハイシーズン」の恒常化を防ぐために、中体連主催の大会以外への参加は、生徒及び教員の負担にならないよう十分精査する。

④ 活動計画の作成

- ・顧問は年間、月別活動計画を作成し、年間を通した目標や活動内容を設定する。年間の休養日の合計が105日以上になる活動計画を作成する。